令和 4 年 7 月 4 日　作成
令和 5 年 3 月 13 日　改定
令和 6 年 6 月 24 日　改定
令和 8 年 4 月 1 日　改定

建設局工事情報共有システム（ASP 方式）運用要領

（趣旨）

第１条　本要領は、東京都建設局が発注する工事及び委託において、ASP（Application Service Provider）方式の工事情報共有システム（以下、「工事情報共有システム（ASP 方式）」という。）を利用するにあたり必要な事項を定めたものである。

※「ASP（Application Service Provider）方式」とは、システム提供者（ASP ベンダー）がシステムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

（定義）

第２条　「工事情報共有システム（ASP 方式）」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

（対象）

第３条　「工事情報共有システム（ASP 方式）」の原則利用の対象は、東京都建設局の各部・所及び各支庁（建設局事業）の発注する案件のうち、以下のものとする。

（１）契約確定日が令和５年４月１日以降の土木工事・土木設備工事・土木機械点検整備業務委託

（２）起工（決定日）が令和８年４月１日以降の設計業務委託

なお、単価契約工事及び工期が１か月未満の工事、測量・地質業務委託・その他の委託（設計業務委託を除く）は原則利用の対象外とするが、活用効果が見込まれる場合や受注者がシステム利用を希望する場合には、原則利用の対象外の案件についても積極的に活用することとし、受発注者間で協議してシステム利用を決定する。

（利用システム）

第４条　「工事情報共有システム（ASP 方式）」は、原則として、東京都建設局の推奨するシステムを利用することとし、それ以外のシステムを選定する場合は、「東京都建設局工事情報共有システム機能要件書」の仕様を満たすものとすること。なお、システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

（積算の取扱い）

第５条　「工事情報共有システム（ASP 方式）」の利用に係る経費（登録料及び使用料）は、東京都建設局「積算基準」のとおり取り扱うものとする。

（電子納品に係る運用）

第６条　「工事情報共有システム（ASP 方式）」を利用した電子納品に係る運用については、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

（その他）
第７条　本要領に定めがない事項に関しては、「東京都建設局工事情報共有システム活用ガイドライン」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

本要領は、令和　８年　４月　１日より施行する。